

## 「放課 GO→」と「放課 GO→学童クラブ」との違い

	放課 GO→	放課 GO→学童クラブ
対象児童	当該小学校在籍児童および当該小学校区域内在住児童の1年生から6年生 ※他学童クラブ登録児童の申込みも可能です。	当該小学校在籍児童および当該小学校区域内在住児童の1年生から6年生のうち、保護者の就労等の事情で放課後に家庭で保護を受けられない児童 ※他の学童クラブとの重複登録はできません。
定員	なし	あり(学童クラブ入会のごあんない参照)
実施日	月曜日から <b>金曜日</b> (長期休業中・学校行事による振替休業日も実施) ・学校がある平日 放課後から午後5時まで ・学校が休みの平日(長期休業中等) 午前9時から午後5時まで(お弁当持参)	月曜日から <b>土曜日</b> (長期休業中・学校行事による振替休業日も実施) ・学校がある平日 放課後から午後7時まで ・学校が休みの平日(長期休業中等) 午前8時から午後7時まで(お弁当持参) ・土曜日 午前8時から午後5時まで(お弁当持参)
休日	<b>土曜日</b> 、日曜日、国民の祝日、 年末年始(12/29~1/3)	日曜日、国民の祝日、 年末年始(12/29~1/3)
活動場所	当該小学校内「放課 GO→(クラブ)室」を主な活動場所とし、校庭、体育館などの学校施設で活動します。	放課 GO→登録児童と同様です。
スタッフ体制	毎日の活動(スポーツや遊びなど)の指導やサポート、子どもたちの安全確保のために、児童数に応じて指導員を配置します。	左記のうち、放課 GO→学童クラブ専属担当を配置します。
活動内容	・フリータイム…子どもたちが自主的にスポーツや遊び、宿題などを行います。 ・プログラム…指導員や地域の方が講師となり、スポーツや工作などの活動を行います。	放課 GO→登録児童と同様です。
おやつ	なし	あり(月額一律2,000円) ※お楽しみ会費含む。
保護者との連携	参加カード、放課 GO→(クラブ)だより、保護者会	連絡帳、放課 GO→クラブだより、保護者会、個人面談
申込書類	①放課 GO→参加登録申込書 ②スポーツ安全保険申込書(任意) ③保険料800円(加入の場合)	※ 申込みにあたっては、入会面接を行います。 (保護者の方のみ、20~30分程度) ・面接時提出 ①学童クラブ入会申込書 ②就業証明書 ③その他必要な書類 ・入会決定後提出 ①スポーツ安全保険申込書(任意) ②保険料800円(加入の場合) ③児童票兼児童引渡し票

## ○港区学童クラブ条例

平成三十年十月五日

条例第三十四号

改正 平成三〇年一二月一〇日条例第四二号

令和元年一〇月一七日条例第二九号

## (目的)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八第一項の規定に基づき放課後児童健全育成事業として港区学童クラブ事業（以下「学童クラブ」という。）を実施することにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする。

## (実施場所及び定員)

第二条 学童クラブの実施場所は、港区立児童館、港区立子ども中高生プラザ、港区立児童高齢者交流プラザその他区長が必要と認める場所で実施する学童クラブにあつては別表第一、港区立小学校で実施する学童クラブにあつては別表第二のとおりとする。

2 各実施場所で実施する学童クラブの定員は、区規則で定める。

## (事業内容)

第三条 学童クラブの内容は、次のとおりとする。

- 一 遊び及び生活の場の提供に関する事。
- 二 遊びを通じた集団指導及び生活指導に関する事。
- 三 地域との交流に関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事。

## (休業日)

第四条 学童クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日
- 三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

## (実施時間)

第五条 学童クラブの実施時間は、次のとおりとする。

- 一 月曜日から金曜日まで（第三号に掲げる日を除く。） 小学校の授業の終了後から午後七時まで
- 二 土曜日 午前八時から午後五時まで
- 三 港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第

三条の二第一項に規定する休業日（前条の休業日及び土曜日を除く。） 午前八時から午後七時まで

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、実施時間を変更することができる。

（利用できる者）

第六条 別表第一に掲げる場所で実施する学童クラブを利用できる者は、小学校に就学している児童のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 区内に居住するもの
- 二 区内の小学校に就学しているもの

2 別表第二に掲げる場所で実施する学童クラブを利用できる者は、小学校に就学している児童のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 利用を希望する学童クラブを実施する港区立小学校の通学区域内に居住するもの
- 二 利用を希望する学童クラブを実施する港区立小学校に就学しているもの

3 前二項の規定にかかわらず、区長が適当と認める者は、学童クラブを利用することができる。

（利用の承認）

第七条 学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、区規則で定めるところによりあらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

（利用の不承認）

第八条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童クラブの利用を承認しない。

- 一 利用を希望する学童クラブの利用の承認を受けた者が定員に達しているとき。
- 二 学童クラブの運営上支障があると認めるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、区長が特に不相当と認めるとき。

（育成料）

第九条 学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者（以下「保護者」という。）は、その児童一人につき月額三千円を学童クラブの利用に係る料金（以下「育成料」という。）として納付しなければならない。ただし、保護者が月の中途において学童クラブの利用を辞退し、若しくは利用の承認を取り消され、又は学童クラブの利用の承認を受けた場合にあっては、その月における利用すべき日数が十五日以下のときの当該月分の育成料の額は、月額二分の一の額とする。

（育成料の減免）

第十条 区長は、区規則で定めるところにより育成料を減額し、又は免除することができる。

(育成料の不還付)

第十一条 既に納めた育成料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用承認の取消し等)

第十二条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学童クラブの利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- 三 第六条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- 四 第八条第二号に該当することとなったとき。
- 五 正当な理由がなく、二箇月以上にわたり学童クラブの利用がないとき。
- 六 災害その他の事故により、学童クラブの利用ができなくなったとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十二条の規定は、区規則で定める日から施行し、同年四月一日以後の学童クラブの利用について適用する。

(平成三〇年一二月規則第九九号で、同三〇年一二月一一日から施行)

付 則 (平成三〇年一二月一〇日条例第四二号)

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(令和元年八月規則第二八号で、同二年四月一日から施行)

付 則 (令和元年一〇月一七日条例第二九号)

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(令和元年一二月規則第四六号で、同二年七月一日から施行)

別表第一 (第二条関係)

区分	実施場所
高輪児童館学童クラブ	東京都港区高輪三丁目十八番十五号
豊岡児童館学童クラブ	東京都港区三田五丁目七番七号
白金台児童館学童クラブ	東京都港区白金台四丁目八番五号
台場児童館学童クラブ	東京都港区台場一丁目五番一号

神明子ども中高生プラザ学童クラブ	東京都港区浜松町一丁目六番七号
麻布子ども中高生プラザ学童クラブ	東京都港区南麻布四丁目六番七号
赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ	東京都港区赤坂六丁目六番十四号
赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ	東京都港区北青山三丁目四番一一二番一号
高輪子ども中高生プラザ学童クラブ	東京都港区高輪一丁目四番三十五号
港南子ども中高生プラザ学童クラブ	東京都港区港南四丁目三番七号
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ	東京都港区芝浦四丁目二十番一号
新橋学童クラブ	東京都港区新橋六丁目十二番四号
飯倉学童クラブ	東京都港区東麻布一丁目二十一番二号
東麻布学童クラブ	東京都港区東麻布二丁目一番一号
南麻布学童クラブ	東京都港区南麻布二丁目十一番十号
桂坂学童クラブ	東京都港区高輪二丁目十二番二十四号
三光学童クラブ	東京都港区白金三丁目十八番二号
白金台学童クラブ	東京都港区白金台四丁目六番二号
芝浦学童クラブ	東京都港区芝浦四丁目十二番二十八号
五色橋学童クラブ	東京都港区海岸三丁目五番十三号

別表第二（第二条関係）

区分	実施場所
放課G0→学童クラブおなりもん	東京都港区芝公園三丁目二番四号
放課G0→学童クラブしば	東京都港区芝二丁目二十一番三号
放課G0→学童クラブあかばね	東京都港区三田一丁目四番五十二号
放課G0→学童クラブあざぶ	東京都港区麻布台一丁目五番十五号
放課G0→学童クラブなんざん	東京都港区元麻布三丁目八番十五号
放課G0→学童クラブほんむら	東京都港区南麻布三丁目九番三十三号
放課G0→学童クラブこうがい	東京都港区西麻布三丁目十一番十六号
放課G0→学童クラブひがしまち	東京都港区南麻布一丁目八番十一号
放課G0→学童クラブあかさか	東京都港区赤坂八丁目十三番二十九号
放課G0→学童クラブあおやま	東京都港区南青山二丁目二十一番二号
放課G0→学童クラブせいなん	東京都港区南青山四丁目十九番七号
放課G0→学童クラブたかなわだい	東京都港区高輪二丁目八番二十四号
放課G0→学童クラブしろかね	東京都港区白金台一丁目四番二十六号

放課G0→学童クラブしろかねのおか	東京都港区白金四丁目一番十二号
放課G0→学童クラブしばうら	東京都港区芝浦四丁目八番十八号
放課G0→学童クラブこうなん	東京都港区港南四丁目三番二十八号

## ○港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十六年十月十六日

条例第二十九号

改正 平成二八年三月二五日条例第二六号

平成三〇年六月二九日条例第二五号

令和元年七月三日条例第一三号

令和二年七月七日条例第三四号

令和二年一二月九日条例第五〇号

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二の規定に基づき、港区（以下「区」という。）における放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（次条から第四条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 区長は、港区児童福祉審議会条例（令和二年港区条例第五十号）第一条に規定する港区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、

その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、当該評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、消火訓練及び避難訓練は、定期的に行わなければならない。

（支援に従事する職員の一般的要件）

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、かつ、児童福祉事業に熱意を有する者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>けんざん</sup>に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養する

ための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大

学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

六 学校教育法による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。ただし、利用者の支援に支障がないと区長が認めるときは、この限りでない。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者及びその保護者等の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供す

る水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、必要な医薬品その他の医療品を放課後児童健全育成事業所に備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する重要事項について、規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五 利用定員

六 通常の事業の実施地域

七 事業の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他放課後児童健全育成事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置す

る等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間
- 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

（保護者との連絡）

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、区、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則

で定める。

付 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

- 2 この条例の施行の日から令和二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。））」とする。

付 則（平成二八年三月二五日条例第二六号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成三〇年六月二九日条例第二五号）

この条例中第十条第三項第四号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定は公布の日から、同項第五号の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

付 則（令和元年七月三日条例第一三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和二年七月七日条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和二年一二月九日条例第五〇号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

## ○港区放課G0→クラブ実施要綱

平成22年4月1日

22港子字第58号

## (目的)

第1条 この要綱は、児童が放課後等の学校施設等を活用し、安全、安心に過ごすことのできる居場所を確保するとともに、学習、スポーツ、遊びなどの活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を養うことを目的として実施する事業（以下「放課G0→」という。）及び港区学童クラブ条例（平成30年港区条例第34号。以下「条例」という。）第1条に規定する学童クラブ事業（以下「学童クラブ」という。）を一体的に実施していく事業（以下「放課G0→クラブ」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「放課G0→クラブ」とは、放課G0→及び区立小学校において実施する学童クラブ（以下「放課G0→学童クラブ」という。）を一体的に実施するものをいう。

## (実施場所)

第3条 放課G0→クラブは、別表に掲げる区立小学校（以下「実施校」という。）において実施する。

## (放課G0→の対象児童等)

第4条 放課G0→の対象児童、登録、実施日時等、更新、活動内容及び費用負担については、港区放課後児童育成事業実施要綱（平成18年1月18日17港教生第665号）の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、放課G0→の登録及び更新は、放課G0→参加登録申込書（第1号様式）区長に提出することにより行うものとする。

## (学童クラブの事業内容等)

第5条 学童クラブの事業内容、休業日、実施時間、利用できる者、利用手続に係る事項及び育成料に係る事項については、条例、港区学童クラブ条例施行規則（平成30年港区規則第100号）及び港区学童クラブ運営要綱（平成4年6月12日4港厚児第209号）の規定を適用する。

## (協議会)

第6条 保護者、学校関係者及び地域関係者（以下「保護者等」という。）の意見を放課G0→クラブの運営に反映させるため、各実施校に放課G0→クラブ協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、保護者等のうちから選出する委員をもって組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の協議事項)

第7条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 放課G0→クラブの運営に関すること。

(2) その他区長が必要と認めること。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選により選出する。

3 会長は、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、実施校の存する地区を所管する総合支所管理課において処理する。

(放課G0→クラブ連絡協議会)

第11条 各協議会の相互連絡を図り、放課G0→クラブを効果的かつ円滑に推進するため、放課G0→クラブ連絡協議会を設置する。

2 放課G0→クラブ連絡協議会の組織及び運営に必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

(放課G0→クラブサポーター)

第12条 区長は、校内外における児童の安全確認等の業務を行わせるため、協議会から推薦を得た者又は保護者等のうちから放課G0→クラブサポーターを選任する。

(関係課等との連携)

第13条 放課G0→クラブの実施に際しては、児童の健全育成に総合的に対処するため、関係課等と連携を図り行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。ただし、放課G0→クラブひがしまち及び放課G0→学童クラブしばうらは、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区放課後児童健全育成事業実施要綱第6条第3項の規定は、平成24年4月1日以後の放課G0→学童クラブの入会に係る選考から適用し、同日前の入会に係る選考については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区学童クラブ運営要綱の規定は、平成30年度入会選考から適用し、平成29年度入会選考については、選考については、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表

名称	実施校
放課G0→クラブおなりもん	港区芝公園三丁目2番4号 港区立御成門小学校
放課G0→クラブしば	港区芝二丁目21番3号 港区立芝小学校
放課G0→クラブあかばね	港区三田一丁目4番52号

	港区立赤羽小学校
放課G0→クラブあぎぶ	港区麻布台1-5-15 港区立麻布小学校
放課G0→クラブなんざん	港区元麻布三丁目8番15号 港区立南山小学校
放課G0→クラブほんむら	港区南麻布三丁目9番33号 港区立本村小学校
放課G0→クラブこうがい	港区西麻布三丁目11番16号 港区立筭小学校
放課G0→クラブひがしまち	港区南麻布一丁目8番11号 港区立東町小学校
放課G0→クラブあかさか	港区赤坂八丁目13番29号 港区立赤坂小学校
放課G0→クラブあおやま	港区南青山二丁目21番2号 港区立青山小学校
放課G0→クラブせいなん	港区南青山四丁目19番7号
放課G0→クラブしろかね	港区白金台一丁目4番26号
放課G0→クラブしろかねのおか	港区白金四丁目1番12号 港区立白金の丘小学校
放課G0→クラブたかなわだい	高輪二丁目8番24号 港区立高輪台小学校内
放課G0→クラブしばうら	港区芝浦四丁目8番18号 港区立芝浦小学校
放課G0→クラブこうなん	港区港南四丁目3番28号 港区立港南小学校敷地内

様式（省略）